

## 佐野市電子入札実施要綱

平成24年3月6日

告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、電子入札の実施について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (2) 電子入札システム 市の入札に関する事務を、市の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続して行う電子情報処理組織をいう。
- (3) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第4条第1項の規定による主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (4) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律第2条に規定する電子署名をいう。
- (5) 紙入札 入札書(別記様式第1号)を書面により提出して行う入札をいう。
- (6) 電子くじ 入札に参加する者が任意に設定した数字と電子入札システムが自動的に発行する乱数を用いて、電子入札システムがくじ引を行い、落札者を決定する仕組みをいう。

(電子入札の公告等)

第3条 市長は、電子入札に付そうとするときは、一般競争入札にあっては佐野市財務規則(平成17年佐野市規則第59号。以下「規則」という。)第77条第1項の規定による公告(以下「入札公告」という。)に、指名競争入札にあっては規則第88条第2項の規定による通知(以下「指名通知」という。)に、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札書の提出期限
- (2) 前号に掲げるもののほか、電子入札に関し必要な事項

(利用者登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者は、初めて電子入札を利用するとき、又は新たにICカードを取得したときは、あらかじめ、電子入札システムを利用するための利用者登録を行わなければならない。

2 利用者登録は、企業情報、代表窓口情報及びICカード利用部署情報を電子入札システムにより登録するものとする。

3 利用者登録を行った者は、登録内容に変更が生じたときは、直ちに、電子入札システムにより利用者登録を変更しなければならない。

4 前項の場合において、変更する内容が企業情報又は代表窓口情報に該当するときは、その内容が格納されたICカードを新たに取得し、これを使用して、電子入札システムによりICカードの更新を行わなければならない。

(電子入札に使用できるICカード)

第5条 電子入札に使用することができるICカードは、次に掲げる要件を満たし、かつ、前条に規定する利用者登録を行ったものでなければならない。

(1) 電子入札コアシステム(電子入札システム開発コンソーシアムにおいて開発した電子入札システムをいう。)で使用することができるものであること。

(2) 規則第75条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得したものであること。ただし、代表者から委任されている場合は、その委任を受けた者の名義のものとする。

(3) 落札が決定する日まで有効期限があること。

(電子署名)

第6条 電子入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、電子入札システムにより電子入札に係る必要な手続を行うときは、あらかじめ、利用者登録をしたICカードにより電子署名を付して行わなければならない。

(特定建設工事共同企業体におけるICカード)

第7条 特定建設工事共同企業体(佐野市建設共同企業体取扱要綱(平成17年佐野市告示第161号)第3条第1号に定めるものをいう。)は、当該企業体の構成員の代表者等の名義で取得し、利用者登録を行ったICカードにより電子入札に参加するものとする。

(発注案件の登録)

第8条 市長は、入札公告又は指名通知を行う日に、電子入札システムにより電子入札における発注の案件を登録するものとする。

( 入札参加申請書の提出等 )

第 9 条 一般競争入札の入札参加者は、入札参加申請書を電子入札システムにより提出しなければならない。

2 市長は、入札参加申請書の提出があったときは、電子入札システムにより入札参加資格を確認した旨を通知するものとする。

( 指名競争入札参加者への通知 )

第 10 条 市長は、指名競争入札により電子入札を実施しようとするときは、電子入札システムにより指名通知を行うものとする。ただし、これにより難いと認めるときは、書面により通知することができる。

( 入札書等の提出 )

第 11 条 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。

2 入札参加者は、前項に定めるもののほか、市長の求めに応じ、電子入札システムにより積算内訳書(別記様式第2号)を提出するものとする。

3 電子入札の入札者は、その提出した入札書及び積算内訳書(以下「入札書等」という。)の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

( 紙入札 )

第 12 条 入札参加者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、紙入札により参加することができる。

( 1 ) 指名通知を受けた入札参加者が IC カードを取得していないため、直ちに利用者登録を行うことができないとき。

( 2 ) 第 4 条第 4 項の規定により利用者登録が変更となり、IC カードの取得が申請中であって、その再発行が入札期限に間に合わないとき。

( 3 ) IC カードが失効又は破損等で使用不能となり、IC カードの取得が申請中であって、その再発行が入札期限に間に合わないとき。

( 4 ) 前 3 号に掲げるもののほか、入札参加者にやむを得ない理由があると市長が認めるとき。

2 紙入札により参加しようとする者は、紙入札方式参加承諾申請書(別記様式第3号)により申請し、市長の承諾を受けなければならない。

3 前項の規定により市長の承諾を受けた者は、あらかじめ、指定した日時及び場所において入札書等を提出するものとする。

- 4 前条第3項の規定は、前項の規定により提出された入札書等について準用する。  
(電子入札の辞退)

第13条 入札参加者は、電子入札を辞退するときは、入札書の提出期限までに、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。ただし、電子入札システムの障害等その他やむを得ない理由があるときは、電子入札辞退届(別記様式第4号)により書面で提出することができる。

- 2 電子入札は、前項の規定にかかわらず、入札書の提出後においては、辞退することができない。

- 3 市長は、入札書の提出期限までに、電子入札システムにおいて入札書の記録が確認できないときは、入札を辞退したものとみなす。

(開札)

第14条 電子入札における開札は、電子入札システムにより行う。

- 2 前項の場合において、紙入札をした者があるときは、あらかじめ、その者が提出した入札書の記載事項を電子入札システムに登録してから開札するものとする。

- 3 電子入札の開札における立会いは、当該入札者のうち希望する者に立ち合わせるものとする。

- 4 前項の規定による立会いを代理人が行うときは、立会人委任状(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(電子入札の無効)

第15条 規則第85条及び佐野市建設工事等執行規則(平成17年佐野市規則第170号)第7条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合の電子入札は、無効とする。

- (1) 利用者登録の変更の手続を行わず、事実と異なる利用者登録又はICカードの情報により電子入札を行ったとき。
- (2) 同一の入札者が電子入札及び紙入札のいずれも行ったとき。
- (3) 積算内訳書の提出が義務付けられている入札について積算内訳書が提出されていないとき、又は積算内訳書の合計金額と入札書の入札金額が相違するとき。
- (4) 電子入札システムにより入札書とともに送付した電子データがウイルスに感染していたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、電子入札に関する条件に違反して入札したとき。

(落札者への決定の通知)

第16条 落札者への決定の通知は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、紙入札をした者にあつては、書面又は口頭により通知するものとする。

(落札者の決定の保留)

第17条 市長は、次に掲げる場合は、落札者の決定を保留し、電子入札システムにより入札者に通知するものとする。ただし、紙入札をした者にあつては、口頭により通知するものとする。

(1) 事後審査型条件付一般競争入札における落札候補者の資格審査をするとき。

(2) 総合評価落札方式で行う入札において、開札後に総合評価点の算出を行うとき。

(3) 低入札調査基準価格を下回る入札が行われたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が所要の調査があると認めるとき。

(くじによる落札者の決定)

第18条 市長は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじを行い、落札者を決定するものとする。

2 前項の場合において、電子入札システムの障害等により電子くじによる手続が困難であるときは、当該入札した者に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

3 前項の規定によるくじ引を代理人が行うときは、委任状(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(開札の延期等)

第19条 市長は、電子入札システムの障害等その他やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断したとき、又は不正な行為等により必要があると認めるときは、当該電子入札を延期し、中止し、若しくは取り消し、又は紙入札に変更することができる。

(電子入札の取り止め)

第20条 市長は、電子入札の執行を取り止めるときは、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。ただし、これにより難いときは、別の方法に

より行うことができる。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

その1

入 札 書

1 金 額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

2 くじ入力番号

--	--	--

(3桁の数字を記入)

3 工事名又は業務委託名

佐野市財務規則、佐野市建設工事等執行規則、佐野市電子入札実施要綱、設計図書、現場等熟覧の上、入札します。

開札の日 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名



佐野市長 様

その2

共同企業体用

入 札 書

1 金 額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

2 くじ入力番号

--	--	--

(3桁の数字を記入)

3 工事名又は  
業務委託名

佐野市財務規則、佐野市建設工事等執行規則、佐野市電子入札実施要綱、設計図書、現場等熟覧の上、入札します。

開札の日 年 月 日

共同企業体の名称

共同企業体代表構成員の所在地

商号又は名称

代表者氏名

共同企業体構成員の所在地

商号又は名称

代表者氏名

佐野市長 様

その3

物品等用

入 札 書

1 金 額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

2 くじ入力番号

--	--	--

(3桁の数字を記入)

3 件名

--

佐野市財務規則、佐野市電子入札実施要綱、仕様書等熟覧の上、入札します。

開札の日 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名



佐野市長 様





その3

物品等用

積算内訳書

開札の日 年 月 日

件名

商号又は名称

代表者氏名

物品等の名称、単位及び数量	金額(円)
計	

別記様式第3号（第12条関係）

紙入札方式参加承諾申請書

年 月 日

佐野市長 様

申請者 所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

次の案件については、電子入札対象案件ではありますが、電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式で参加したいので申請いたします。

- 1 工事（委託）名
- 2 工事（委託）箇所
- 3 電子入札システムでの参加ができない理由

---

上記案件の紙入札による参加を承諾します。

年 月 日

様

佐野市長



佐野市電子入札実施要綱

別記様式第4号（第13条関係）

電子入札辞退届

年 月 日

佐野市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

に係る

電子入札を次の理由により辞退したいので届け出ます。

理由

別記様式第5号（第14条関係）

立会人委任状

年 月 日

佐野市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

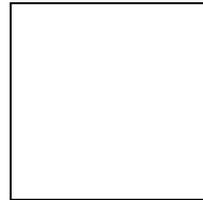
私は、住所

氏名

を代理人と定め、

年 月 日に開札される電子入札の立会いに関する一切の権限を委任します。

受任者使用印鑑



別記様式第6号（第18条関係）

委任状

年 月 日

佐野市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

私は、住所

氏名

を代理人と定め、

年 月 日の電子入札に係るくじに関する一切の権限を委任します。

受任者使用印鑑

